

特定労務管理対象機関の新規指定について

1 概要

特定労務管理対象機関の指定についてはあらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならないと、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号。以下「改正法」という。）附則第5条の規定により改正法第3条の規定による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「医療法」という。）で定められていることから、指定の適否について御協議いただくもの。

2 特定労務管理対象機関の新規指定申請について

医療法に基づき、特定労務管理対象機関の指定について、下記県内1病院から申請があった。

順天堂大学医学部附属浦安病院	【所在地】 浦安市富岡 2-1-1
----------------	-------------------

（1）指定の種類等について

医療機関名	指定を受けようとする 特定労務管理対象機関の種別		医療機関勤務環境評価センターの評価
	指定の種類	指定事由・ 研修内容	評価結果の概要
順天堂大学医学部附属浦安病院	特定地域医療提供機関 (B 水準)	救急医療	労働関係法令及び医療法に規定された事項について、必要な要件を満たしていると判断します。 労働時間短縮に向けての活動も活発に行われておられることが各種の資料からうかがえます。
	技能向上集中研修機関 (C-1 水準)	医師臨床研修プログラム	

（2）指定について

当該病院は救命救急センターであり、救急医療を提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要があり、地域の医療提供体制の構築方針と整合的であると認められることから、特定地域医療提供機関（B 水準）に指定することとしたい。

また、当該病院は基幹型臨床研修病院であり、地域医療の維持や臨床研修目標の達成等の理由から、研修医を長時間従事させることがやむを得ないと認められることから、技能向上集中研修機関（C-1 水準）に指定することとしたい。